

# 北村メンタルヘルス学術振興財団助成・援助金給付

## 応募審査規程

制定 令和5年12月13日

### 第1章 総則

#### 第1条 [目的]

この規程は、北村メンタルヘルス学術振興財団定款第3条に規定する事業のうち、(5)の各号の助成・援助の実施に関し、申請応募の審査に関する事項を定める。

### 第2章 審査委員会

#### 第1条 [審査委員会委員の任命]

審査委員は3名とし、財団理事の中から代表理事が選任する。委員の任期は当該年度1年間とする。ただし、再任を妨げない。

#### 第2条 [委員長]

審査委員の互選により委員長を決める。

#### 第3条 [選考方法]

審査委員はすべての応募資料を閲覧し、各応募を(1)新奇性、(2)実現可能性、(3)現場還元性、(4)倫理性等の観点から審査し各5点満点(1点から5点)で採点する。

### 第3章 採択課題の決定

#### 第1条 [審査委員会での選出]

審査委員会は応募課題の採点結果と評価意見を代表理事に報告する。

#### 第2条 [代表理事による選出]

代表理事は、報告を受けた課題のうち財団の趣旨に合致した応募課題(複数を含む)を選び、理事会に報告する。

#### 第3条 [理事会による選出]

理事会は代表理事から報告のあった応募課題について、給付の是非を検討し、給付及び給付条件等を決定する。

以上